

処分基準整理票

処分の内容	庁舎使用に関する許可を必要とする行為の許可の取り消し		
根拠法令及び条項	那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第7条6項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第7条6項 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 総務課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。